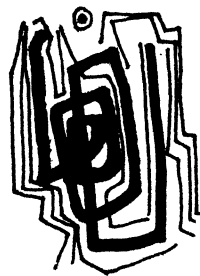


大学で遊べない 学生と共に



大学における講義・ゼミ実践

池野 千白

(中京大学・法学部)

はじめに

四限の講義が終わると蜘蛛の子を散らすように大学から一目散に消えて行く学生たち。大学に残っている者はと探してみると、何かのサークルに所属している学生の一部と、自宅に書齋を持ってない若い研究者たち、そして、会議の虫たち。

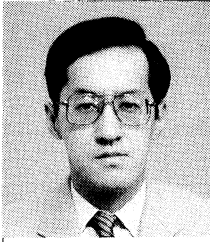
戦後「雨後の竹の子大学」という言葉を耳にしたことが

あるが、そうした大学の多くはその中にまた雨後の竹の子のようにたくさんの学部をも作り出す。履修登録者が全員出席したら入り切れない教室。でも、五、六月からは十分過ぎるくらい席数に余裕ができる。試験をすれば、五行一〇行程度で終わっている答案の多さ。でも、ここは全国のどこにでもある「高等教育機関」Ⅱ「大学」と呼ばれている空間の一つである。そして、大学設置基準もクリアーしている。

大学の教員は、研究者であるのか、はたまた教育者であ

るのか。少なくとも、大学の教員は教職免許状がいらぬ教員である。もつとも、教職免許状を持てば優れた教員としての実力が備わっているかどうかということは、全国の小中高の現状を見れば一目瞭然であろう。また、名選手、名コーチならずという言葉があるように、優れた研究者が優れた教員、優れた教育者になるという保証もない。私もまたそういう大学の教員である。

さて、前置きが長くなってしまったが、「大学における教育」というものそれ自体に奇妙な違和感を抱いている、そんな私に「教育実践？」に関する原稿依頼が来たところから間違いが始まっている。そのために、どうしてもこんな言い訳が必要となる。そこで、「教育実践報告」を、ある大学教員の「単なる現場報告」へと、編集者の承諾もなしに、内容を勝手に変更してしまうことにしたい。後のご判断は、読まれる方に。それが教育実践に値するも



いけの・ちあき●一九五三年、盛岡市生れ●専攻は商法●主な論文に「社債（権）および（社）債券の法的性質」「一人会社設立の許容と『商法・有限会社法改正試案』など●血液型B型。

のなのか、はたまた、教育の失われた空間がそこに見えるのか。

以下の報告の内容は、大きく分けて二つ。三年次に開講されている「商法Ⅰ」についてと、三、四年次に開講されている演習（ゼミナール）についてである。

大教室講義

大教室といっても、大学の規模により、二〇〇名程度から、一〇〇〇名を超えるものまでであるが、私が担当している「商法Ⅰ」は、今年度の実履修登録者数六七〇名、教室規模五三〇名程度（この大学では大教室である）で行われる。もちろんこの数字は全員が隙間なく着席した状態であり、第一回目の講義の際には、五〇〇名程度が着席し、四〇〇〇名程度の学生が立っている。いわゆる立ち見が出るのは、もちろん、この講義が人気のある講義だからではなく、単位認定についてどういうスタイルか（出席を採るか採らないか、単位認定は試験かレポートか、再試験をするかしないか等々）に関する情報を手に入れるためである。中には、実履修登録者数一〇〇〇名を超える講義もこの教室で行われているらしいから、「商法Ⅰ」はまだ良い方？

かもしれない。

今年度の第一回目の講義はなぜか、この言葉から始まった。「この講義、商法Ⅰは不幸な科目です。すなわち、この講義で単位が取れないと皆さんは卒業できないという科目、必修科目です。このことは、皆さんにとっても、私にとっても不幸なことです。なぜなら、皆さんにはこの講義を受けない自由がないし、私には講義を皆さんに受けなくてもらう自由がないからです。」

もしかしたら、これは私の本音かもしれない。自分が学生である時代には、必須科目というものについては、単にこれは大事な科目なのかといった程度のことしか考えていなかったが、単位認定権者という立場にたつて必須科目というものについて、考えさせられるようになった。それは、結局、その科目の単位認定により、絶対的に卒業できないという状況が生まれるからである。しかも、「自分自身が考える『商法Ⅰ』の学問的理念なるものがあって、そして、それに伴い必然的に学問的・教育的レベルが設定され、それをクリアしなければ単位認定はしない。何人卒業できない学生が出て、それは学生自身の問題だ。」などというような超越的態度は、この小心者には採り得ない。採り得ない以上、そこで、その大学の学生たちの需要に応

じた単位認定・講義というものを考える立場に立たされてしまう。

しかし、そうだからと言って、試験で五行くらいの記事が書いたら合格とか、穴埋めの問題で試験を行うとかいう方向にも行けない。そこで、学生の需要（単位が欲しい、卒業をしたい）と「私のささやかな想い（不幸なことに、私は学生たちに伝えたいものをもってしまっているらしい？）」とのバランスが取れるスタイルを何とか見つけたいと、消耗的な努力が始まる。そして、もちろん、そんなものは見つかるわけがない。そうなら、自分自身の好みで行なうしかないとき直った、その結果が以下の内容である。

出席を採らない！ び付ける。こういう単位認定・評価スタイルは意外に多いようである。

そういうスタイルが良いか悪いのかは私には判断がつかないが、しかし、出席する学生がいる以上、私には採用できないスタイルである。学生たちの一部からは、「一度も欠かさず出席して、それでも試験が出来なかつたら不合格なんているのは、不公平だ。あいつは、半分しか出席していないのに、合格した。」という声も聞かれる。あるいは、「試験は自信がないので、とにかく一番前で毎回出席

しますから、その努力を評価して下さい。」などという声もある。しかし、私の返事はというと、「出席なんかで縛りたくない。出席に関しては、皆さんには出席する権利があり、義務はないと考えてもらいたい。」である。こうした考えが私の大教室における講義に対する出発点である。

大教室における講義は基本的に一方通行である。大教室でゼミナール
私も聞きたい！

方通行である。大教室でゼミナールと同じことはできない。もちろん、

講義が終わった後に熱心な学生が質問に来ることはあるが、それは講義が終わった後にすぎない。一對五〇〇であれば、五〇〇を相手にする以上、一方通行となるのはしょうがない。もつとも、五月の連休を過ぎれば、出席学生数は三〇〇程度に落ち着く。

さて、一對三〇〇で、可能な限り一方通行にしないためには、簡単に言えば、採算の合わないこと、疲れることをするということである。まずは、ワイヤレスマイクを持つて、大教室の中を走り回る。もちろん、ただ走り回るのではなく、質問をして歩く。決して、YES・NOで答える質問ではない問題で。しかも、基本的には、知識問題ではなく、自分で考えて答える問題を。しかし、講義内容に関する教育的効果を狙っての行動ではない。つまり、教員側

が一定の情報を流し、学生側にそれをインプットさせ、そして、そのインプットされた内容を確認するために質問をし、何がアウトプットされるかをチェックするためのものでは決してない。具体的な姿は以下の通りである。

講義の導入として、こういう問題を設定する。「ある大學生Aが生協の売店でパンを買った。これは、一体どういう行為だろう。自分なりに考えてみて下さい。マイクを持って行きますから答えてくださいよ。」

まず出てくるのが、通例は、「売買契約」という答である。もつとも、それは私がそういうことを答えそうな前の方の席にいる学生に意識的に当てているからでもあるが、そして、「これが一番つまらない答ですね」と私は挑発的に評価する。確かに、法学部の商法の講義で、この問題設定で、「売買契約」と答えることは少しも悪いことではない。むしろ法学部の学生としては当然のことではあるかもしれない。しかし、問題設定では契約形態としては何かとか、どういう法律行為なのかとは、決して聞いていないのである。ちよつと大袈裟な言い方をすれば（とつてもそこまでではたどり着けないのだが）、もつといろいろな社会的次元でどういう意味をもっているのかということを考えてほしい、あるいは、もつと自分というものに引き付けて考

えてほしい、自分の生きている次元で考えてほしいのだ。

どこに、パンを買う人間が、「私はこれから民法555条に基づく売買契約を締結し、私は買い主として当該売買契約の目的物であるパンの引渡請求権を有すると共に、代金債務を負い、他方で、売り主は……。」などと考えながらパンを買う人間がいるだろうか。確かに、売買契約だ。でも、それは単なる売買契約であると同時に、A君が生協でパンを買う、手に入れるという行為なのだから、その行為が、売買契約であると考えること以上に、もつと大事なことがあるはずだ。例えば、経済学的に言えば、商品交換とか、商品と貨幣の姿態変換とか、生物学的に言えば、環境論的に言えば等々、もつといろんなものが出て来て良いはずではないのか。中には、こんな答が出て来る。「物質的新陳代謝の一形態として、人間という動物が行う食物連鎖の一現象である?」。教室は一瞬沈黙に凍り付く。その後、おもむろにどよめきが起こり、拍手が起こる。また、「A君は生協の美人の店員に気があつて、歓心を買うための、きっかけを作るための買い物という行為である。」などと。私はこういう答えが好きである。なぜなら、そういう答えをする彼らは(なぜか、彼女らではないのだが)、「遊んでいる」からである。彼らの頭は少なくともその限りで、自由

に自ら動いているからである。パンを欲しいと思う人間はいても、売買契約をしたいと思う人間はいない。法律は、法的関係は、常に何かの「外被」である。そして、また、私も彼らと同様、これを「トンカツ・エビフライ理論」と名付けて、「遊ぶ」のである。今や教室は「遊び場」である。しかし、そう思っている人間は、その教室の中ではまだ私一人である。そして、講義は、最終的には近代市民法の三大原則と商品交換の関係の話へとたどり着く。

「商法I」では、もう一つの「聞きアンケート 手」として、アンケートを行う。第一回

目の講義でのアンケートは「商法Iを一〇倍楽しくする方法について述べよ。」という記述式の試験もどきスタイルである。このタイトルについては、確か「長崎総合科学大学」の某教員が行っていたはずの方法を借用したものであり、さらに元祖はプロ野球解説者にある。もちろん、試験と言った以上は、点数を付けて学生たちに返すのを原則とする。しかし、これも「遊び」である。でも学生たちは「遊べない」。

いわゆる優等生的答案は、「一〇倍楽しくなるかならないかは、私たち学生の態度次第である。私は一生懸命やりますから、宜しくお願いします。できれば、単位も宜しく

お願いします。」といったもの。それから、枚数的に多いのは、「とにかく単位を下さい。そうすれば、ぼくは一〇倍も、一〇〇倍も楽しいです。」といったもの。しかし、第一回目の講義で、「今年は全員に『優』を認定します。」と宣言したら、その学生は真つ先に大学に來なくなつてしまふだろうし、それよりも問題は、「商法I」それ

自体が少しも楽しくなつていないということだ。次に多いのは、「商法の抜け道を知りたい。法律の抜け道をしたつたらどんなに楽しいだろう。少なくとも五倍ぐらゐは楽しくなると思う。」といった「歪んだ実益？主義者」たちの答案である。さらには、既に大学の講義というものに夢を失いつつある者たちの答案は、「とにかく、楽しくなくても良いですから、分かり易い講義をして下さい。講義の時間中ずつと黒板に書き続けるとか、教科書をただ朗読するだけとかはやめて下さい。できれば、自然休講もやめて下さい。」といったように、彼ら、彼女らのこれまでの大学二年間の体験が目に見えそうだ。あるいは、「こんな試験をするというだけで、この講義はもう一〇倍十分に楽しい。」しかし、これだけで一〇倍楽しくなるなんて、何てつまらない講義だらけなんだろう。中には、もちろん、「女子学生は全員前の方に座り、先生に熱い眼差しを向け

て、まず、教員を良い気持ちにさせて、教員のやる気を引き出すこと。これが大事だ。」とかなど、さらには、この紙面では決して書くことができないような内容の答案もある。前述の出席についての学生の声も、この「一〇倍試験」の答案から拾っている。

これらはすべて、学生たちが完全な形でお客さんになつてしまわないための「お遊び」である。しかし、ふざけているわけでもなく、ばかにしているわけでもない。「遊び」という言葉が少し不謹慎に聞こえるものであれば、学生たちに参加的契機を与える道具であると言い換えてもよい。こうした学生たちの声を聞くと、「商法I」自体の問題からは離れてしまふが、学生たちは、大学の理事や教員が考えている以上に、大学の講義に対して不満をもっており、大学の教員に対して不満をもっていることがよく解る。もちろん、その不満の原因は彼ら、彼女ら自身にあると共に、その多くが大学に、大学の理事、教員、職員にもある。

再び、私も聞きたい！

今年度のこの講義での次のステップは、「事業を一人でやるか、共同でやるか」である。「元手が一〇万円しかない。しかし、自分がしたい事業を始めるには、最低一〇〇万円必要だ。あと九〇万円を

どうしよう？可能な限りの方法を考えてみよう。」という質問を投げ掛ける。また、マイクが教室の中を回る。出てくる答は、「株を売る」、「お金を借りる」。商法などという科目の中になると、そこから先が出て来ない。「貰う」、「拾う」、「盗む」など、さらには、「作る？」などはなかなか出て来ない。学生の中には「万引き」をした経験もある学生もいるはずであるが？、法学部の学生である彼ら、彼女らには、もう「盗む」はなかなか出て来ない。

ここまで来ると、一部の学生たちは、自分たちが知らないうちに乗せられていることに気が出さず。いつの間にか教室の中で、覚えるためでなく、考えるために頭を使っている自分に気付いて、照れ笑いをしている。頭を使うということはどうも照れ臭い、恥ずかしい行為であるらしい。もちろん、私も心の中でニヤニヤしている。

このステップの結末は、もちろん、「拾う↓占有離脱物横領罪？」や「盗む↓窃盗罪？」などと、法秩序的には許されない行為へと道草を十分に食いながらも、企業の資金調達の方法としての「金銭消費貸借契約」と「共同企業に関する法形態」へと進む。すなわち、いわゆる「企業法総論」の導入部分に当たる。

単位

この講義の単位認定、評価方法は、試験のみである。それ以外の一切の要素は評価の対象にはならない。この大学では、原則として専門科目は年一回の定期試験だけが実施される。しかし、この講義はその原則に挑戦するかのように、前期試験と後期試験の二回実施している。前期試験は試験ではあるが、その主たる狙いは、この講義で単位認定を受けるための最低基準を理解してもらうためにある。この講義で要求されている勉強の量・質を理解してもらうためである。したがって、前期試験で成績が良くなかった者でも（例えば、一〇点）、後期で頑張れば単位認定を認める。この大学では、単位認定最低点が六〇点であるので、この場合には、当該学生は後期試験で最低一一〇点を採らなければならない。この点数は現実的には不可能である。しかし、後期試験の方で単位認定に値する結果を出していれば十分であると私は考えている。

それから、試験は、すべての物の持込と披見を許可する。他人のノートのコピーであろうが、友人が作ってくれた模範答案であろうが、かまわない。なぜなら、一定の知識と情報を暗記することを求めてはいないからである。問題は、事例式で出される。その事例を見て、自分がついているす

べての道具と自分の頭を使って、解答してくればよい。問題によっては、具体的な数字などによる解答に達するものもあるが、その場合であっても、その問題点に学説・判例の対立があれば、どの考え方を採るかによって、正解も一つではない。ある意味で、答はない。しかし、その結論を導き出すまでのプロセス、すなわち、他の人間（もちろん価値観の異なる）に対して、一定程度の説得力のある論理的な主張となっているか、さらに、主張の根拠となるべき条文が展開されているか（もちろん、条文それ自体を批判して結論に至ることもできる）が評価の中心となる。

ちなみに、今年度の前期試験の問題は、「某大学法学部のM教授は、定年退職後、それまで趣味でやっていた陶芸の技術をいかして、M教授所有の山林から採れる粘土を使って陶器の製造・販売業を営むことにした。そこで、自宅の一部を店舗に改築するため、工務店Aと改築のための契約を締結した。また、M教授は開業資金にあてるため、金貸業者Bから五〇〇万円を借りたが、その際、金貸業者Bの求めにより、友人のカットハウスのオーナーCに保証人となつてもらった。」である。これを前提に、例えば、債権の時効消滅期間や遅延損害金の額等々を答えてもらうことになる。もちろん、講義の中では、このような類題を何

問か行っている。この種の問題であれば、幾つかの要素の組み合わせで、何通りでも新しい問題を作ることができる。そして、前期試験については、前述の趣旨から、採点して簡単なコメントを付けて学生たちに答案を返却する。そうでなければ、学生たちには、なぜ自分がこういう点数がついたのかが分かる筈がなく、また、どういう勉強をすればよいのかも分かる筈がなく、私が何を求めているのかを分かる筈がない。しかし、これは、通常のペーパー試験の採点よりも、はるかに肉体的にしんどい作業である。

評価

最後に、この講義の今年度の前期の評価について述べることにしたい。もちろん、講義の評価であり、学生たちの答案の評価ではない。前期の最終講義の時間のある部分を使って、講義についてのアンケートを実施する。そして、その最後の問いは、この講義の評価である。学生たちは、そこへ私の講義に対して点数をつけなければならない。もちろん、このアンケートは「一〇倍楽しくする方法」とは違って無記名である。

最高点は三〇〇九点、最低点はマイナス五億点である。〇点から一〇〇点の間での平均を出すと、約七六点。評価は殆ど七〇点、八〇点に集中している。私自身から言えば、この評価は甘い。もつともつと厳しい点数がついてもよい。

「こういう講義をしてもらっても、今のわれわれには結局は徒勞に終わってしまう。これは自分たち学生の問題なんだけれど、しようがないですよね。」といった返答が多く見られる。また、どうも結局この講義は学生たちにとつて難しいらしい。友人のノートをコピーし、教科書も必要などころだけ友人から借りてコピーし、試験にでそうな所を試験の前の夜に暗記して単位を取れる講義が、大学の講義らしい講義であるらしい。学生たちも多くのものを講義に期待しないから、教員も多くのことを学生たちに講義で要求しないで欲しいらしい。でも、同時に、学生たちはそういう自分たち自身について不満であり、そうやって単位がとれてしまう大学というものについても、大学の講義についても不満であるらしい。「大学の講義がすべてこんな講義だったら、頭が壊れそうだし、バイトする時間がなくなりそうだし、でも、結構楽しめる講義でした。ただ、試験の結果が心配です。」四月上旬と七月前期試験前の異常に多い時期を除くと、出席学生数／履修登録学生数〓約三〇〇／六七〇。これが今年度前期の商法Ⅰの講義の結末である。この出席数が多いか少ないか、私には解らない。

ゼミナール

この大学の法学部では、三・四年次に専門科目のひとつとして「演習」が開講されている。三年から四年へは持ち上がり、四年の最終には卒論指導が行われる。学生規模は二〇名強。週一回の演習時間は三時間。通年四単位で、しかも、必須科目である。

今年度の私の演習のタイトルは「商法の理論と演習——勢い余って消費者法——」。今年度のゼミ員は、第一希望／第三希望の中で収まった。学生たちは必ずどこかのゼミに所属しなければ卒業できないから、第二四希望まで書く必要がある。そして、どこかのゼミには第二四希望の学生もいる。三年次の四月に所属ゼミの決定を行うため、やはり、一、二年次に開講されている専門科目の担当者が担当するゼミへの希望が多くなる。そして、さまざまな噂が飛び交い、その噂に思いっきり振り回されながら、学生たちはゼミの希望を決める。一般的傾向として、例えば、商法について言えば、商法関係のゼミは三つあるが、商法のゼミが第一希望・第二希望・第三希望になっているような学生はほとんどいない。少なくとも、特定の法律分野を目指して

選んでいないようである。

ケースメソッドもどき？

ゼミナールでは、いわゆるレポーターが報告・発表をし、それをほとんど勉強

してこない他のゼミ員たちが聞き、教員とレポーターだけの間のやり取りが続くといったゼミ風景を嫌というほど見えてきた（自分自身の学生時代も含めて）。そして、もちろん、そういう風景はゼミに値しない。しかし、基本的には私のゼミ風景もそういう風景と変わらないと思われる。

そこで、可能な限りこういう風景から免れるために、しかも、三時間という豊富な時間？が使えることもあつて（もつとも、以前の大学では、勝手に延長して結局三時間やつていたのだが）、「ケースメソッドもどき」方法で行っている。まず、最初の五〇分で試験を行う。試験といっても、事前に試験範囲を指示し（例えば、株式会社設立費用に関する問題というようになり狭く、しかも、会社判例百選の該当する判例・解説を示して）、その判例を抽象的にアレンジした事例式の問題について解答してもらう。これは、大教室の講義の試験とは逆に、六法のみ使用可である。途中で解答に行き詰まる学生が出てくるから、その場でアドヴァイスを与えて行く。もちろん、彼自身

（今年度はゼミ員に女性がいない！）の考え方を壊さないように。

ここで一〇分の休憩。その間に、私は答案を簡単に眺め、今日のレポーターを決める。一番議論が盛り上がりそうな答案を選ぶ。一番議論が盛り上がりそうな答案とは、時によつては非常に良く出来た答案の場合もあれば、内容的にはとんでもない答案や極端な少数説で展開されている答案である場合もある。もちろん、ある程度特定のゼミ員にレポーターが偏らないような配慮もしてしまうが。

そして、再び各自に答案を返し、その不幸なレポーターは自分の答案を説明し、他の者は自分との相違点を発見して行く。私の役割はというと、例えば、ある時は徹底してA説支持者の見方になつて、A説支持者を支援し、B説が危うくなり出したら、唐突に身を翻し、B説支持へ転向する。さらには、C説で答案を展開したため、たった一人で小さくなつてゐるゼミ員を見付け出すや否や、これ以上はないほどのC説支持者となり、彼を応援するような質問をA説、B説支持者たちへ向ける。ある問題の解決へ向けて幾つかの考え方が存在しているということは、それぞれ説がある意味で問題点を抱えているということであるから、学生たち各自が自分の価値判断のレベルに引き寄せて、自

分自身として納得できるものを見出すこと、これが通常のゼミナールの目標である。もちろん、学生たちにとつては「やばい」ゼミに入ったということになるらしい。

このように、通常のゼミナールにおいて
ゼミ合宿 は、いわゆを法解釈論が中心となるため、

その価値判断の前提となるべき学生たち自身の価値基準自体のレベルアップを他の方法で図る必要性がある。特に、商法という法分野では、やはり学生たちのこれまでの原体験的要素が非常に希薄であるため、何らかの補強作業が不可欠である。そこで、この認識論的レベルアップをはかるための集中ゼミをゼミ合宿で行う。テーマは「資本主義経済と法の理論」。ちよつと大袈裟なタイトルとなつてしまつたが、要は、経済と法との関係を少し、経済寄りから眺めてみようという試みである。個別テーマとしては、①「資本主義経済の基本的構造」②「近代市民法の法構造」③「商業信用と法」④「資本信用と法」の四つ。これを三泊四日延べ一五時間（三時間×五コマ）で行う。

ここでは、ゼミ員全員が、一定の範囲の内容を分担し、それぞれ自分が担当した範囲について、各自の可能な限りで、理解し易いレクチャーをすることになる。問題点につ

いて討議し合うというスタイルではなく、ゼミ員全体の理解を深めようというものである。もちろん、一五時間のゼミから解放される三日目の夜には、例年激しい打ち上げコンパが待っている。

勉強以外のことで 私のゼミでは、いわゆをゼミの

ゼミは忙しい？

時間以外のところで、ゼミ員たちは多くの時間を費やす。但し、これから先は、果たして通常の「教育」の範疇に入っているかどうかは定かではない。

まず、ゼミ新聞『悠法』を毎月発行する。毎月といっても、大学の休み期間は除くから、年間六〜七回程度である。これはゼミの編集局が担当する。発行部数一〇〇〇部で、原則として、法学部の全教員、職員、学生（とはいつても、大学にきている学生）、ゼミ員の父母、ゼミOBへ配布する。費用をペイするために、広告取りも欠かせない。内容は、ゼミ活動の広告が中心となる。その他には、例えば、法学部担当の職員が変われば、新任職員へのインタビュー記事や、OB通信なども掲載される。とは言つても、実際には、勉強以外のゼミ活動の内容が中心となる。

その勉強以外のゼミ活動というのは、「月一イベント」である。とにかく月一回の割合でゼミで遊ぼうという原則

がこのゼミにはある。最初は、コンパ、ボーリング大会などのお決まりの内容になるが、時にはディスコのVIPルームを借り切ったりしてしまう。しかし、決してゼミの時間をそのイベントのために当てることは認めない。ゼミの時間を潰すために遊ぶなら、遊ばない方がよい。遊びたいから遊ぶのである。しかし、現代の学生たちにとって、ゼミ員全員がスケジュールを調整してイベントの日程を決めるということは本当に難しいようである。そのぐらい、彼らの生活の中にはアルバイトが組み込まれている。

ゼミの運営は、ゼミナール幹事長、副幹事長、イベント委員、その他、合宿委員、会計、OB会事務局、ゼミ運営委員、研究室管理委員など全ゼミ員が何らかの委員となつて行われる。そして、各スタッフの長からなる幹事会が週一回のペースで開かれ、そこで活動のアウトラインが策定される。

そして、編集局の最後の仕事は、ゼミナール論集『悠法』の発刊である。四年次の卒論のサマリーを中心としながら、一年間のゼミ活動の総括などが掲載される。もちろん、これは予算の都合上、編集局スタッフがすべてワープロの打ち込みを行い、印刷・製本のみを外注に出す。また、この大学では、このようなゼミ論集に対する経費補助はな

いので、広告取りも重要な仕事の一つとなる。

そして、こういうゼミの行政に関する仕事を通じて、ゼミ員相互に人間関係や信頼関係が生まれ、それがゼミでの議論の活発化の大きな要素となる。なぜなら、やはり人間は一定の信頼関係が成立している方が臆することなく発言できるし、一定程度羞恥心も緩和される。ただ、こうした活動はそういう短絡的ないわゆる教育効果を狙ったものではなく、私の趣味的要素も大きい。

最後に

実際の講義風景、ゼミ活動の様子をあるがままに述べてきたが、やはり、こういうものをこういう場を書くことに、特に、「大学における講義・ゼミ実践」というタイトルの下に書いてしまうことに、大いなる戸惑いと気恥ずかしさを感じてしまうのはなぜだろうか。

学生たちは非常に欲求不満である。しかし、他方で、その欲求を満たすために、別な負担が増えるのも嫌う。そして、多くの学生たちは大学から遠いところで生活をしている。そういう学生たちを前にして、私の行っている講義・ゼミは専門教育の名に値しないものかもしれない。ある意

味では、教養の法学を商法という分野を使って行っているのかもしれない。四年制大学の四年間で行えるものは、やはりレベリ的にはある意味で教養のレベリを出ていないといつても言い過ぎではないだろう。

昨今、教養の危機とか教養の復権とかいう言葉をよく耳にするが、現状において、教養が教養の危機や復権を唱えたり、専門が専門にあぐらをかいたりすること自体が無意味という気がしてならない。そして、このことは、大学で行われている教養の個々の講義は、所詮専門的に分化された一定の分野に限定されたものが中心であり、他方、専門で行われている講義もその専門的レベリの低さを考えれば、すべての講義が、何らかの意味で、一定の分野を前提にした「大いなる教養？」なのではないだろうか。

（17ページから）ようになつたのでしょうか。

大学人は今、社会の批判と期待にこえ得るようになつて、自己を見つめるべき時だと切に思ひます。本研究所が、このような傾向に警鐘を鳴らし続け、今日の状況にふさわしい本格的な大学論と大学教育論を展開することを期待してこまつ。

（長崎総合科学大学）